

地方自治法改正に関わる意見書について

地方自治法改正に関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

旭川市議会
議長 福 居 秀 雄 様

提出者 旭川市議会議員

笠 井 まなみ

あ べ な お

たけいし よういち

石 川 まさゆき

沼 崎 雅 之

えびな 安 信

高 橋 ひでとし

菅 原 範 明

佐 藤 さだお

松 田 卓 也

杉 山 允 孝

地方自治法改正に関わる意見書

令和6年3月1日、地方自治法改正案が閣議決定され、第213回通常国会において可決された。この改正では、大規模な災害、感染症のまんえん、その他これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合、個別法に規定がなくても、閣議決定を経て、国が地方自治体に対して必要な指示ができるとする特例を設けることとしている。

今回の改正は、現行法制では大規模災害や感染症のまんえんなどの特殊な状況に十分対応できていないことから、個別法の適用が及ばない場合について、地方自治法の規定により広く対応できるようにすることを目的としている。

しかし、改正の内容は、適用範囲が広範にわたるものであり、これにより国の地方自治体に対する権限が強化されることは、国と地方の対等な関係が損なわれる懸念がある。

そのため、全国知事会は、この改正案の閣議決定を受けて、「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」と国に対して声明を出している。

よって、国においては、重大事態発生時に、国の指示が安易に行使されることのないよう、地方自治体にあらかじめ資料又は意見の提出を求めることや手続を遵守することなど、適切な要件を設定して対応に当たることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会